

17川監公第9号

平成17年4月11日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	舘	健	三
同	奥	宮	京子
同	本	間	悦雄
同	西	村	英二

監査の種別 定期監査(工事監査)

監査の対象 建設局(下水道管理部、下水道建設部及び各下水道事務所)

監査の範囲 平成 16 年度に発注した工事及び平成 15 年度から継続していた  
工事で、平成 17 年 3 月 31 日までに完成する工事

監査の期間 平成 16 年 11 月 1 日から

平成 17 年 3 月 24 日まで

## 監査の結果

今回の監査は、建設局が発注した工事のうちから、36 件(別表)を抽出し、工事が適正かつ経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかについて、書類審査、聞き取り調査及び現場調査を行った。

その結果、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり設計及び施工に関して改善措置を要する事項が見受けられた。

### 1 薬液注入工事の施工管理を徹底すべきもの

薬液注入工事は、地盤の掘削に当たり出水防止や地盤強化を目的として、固結材を地盤に注入する工事である。

地盤への固結材の注入の際には、目視による確認が不可能であることから厳正な施工管理が求められる。そのための確認項目は、流量・注入圧力の管理記録、工事記録写真、注入日報、使用材料及び地下水質の監視と多岐にわたっている。

しかしながら、富士見地区下水枝線第 8 号工事の追加薬液注入工事について見たところ、不適切な圧力管理により注入されたこと、硬化時間確認の工事記録写真がないこと、責任技術者による注入日報の確認記録がないこと、施工中の地下水の水質監視が未実施であったこと等がみられた。

さらに、渋川 2 - 4 号雨水管工事の薬液注入工事においても、注入日報に

硬化時間測定結果の記載もれがあること、公的機関による水質検査が未実施であること等がみられた。

薬液注入工事を適正に施工するためには厳正な施工管理が不可欠であることから、下水道工事標準仕様書（管路編）により、施工管理を徹底されたい。

（監査番号 18、26）（建設局南部下水道事務所、中部下水道事務所）

## 2 設計変更の際して、施工確認を徹底すべきもの

緊急補修工事及び取付管工事は、管きよの補修及び取付管の布設を行うもので、工事の出来高により作業量を精算する設計変更を伴う工事である。

このうち交通整理員については、特記仕様書及び川崎市請負工事監督規程に基づき、標準配置人数より増減する場合は、工事打合せ書を監督員に提出させ、協議するとともに、作業日報及び工事記録写真により確認しなければならないとされている。

しかしながら、取付管布設第 11 号工事の設計変更について見たところ、交通整理員の人数は、工事打合せ書及び伝票（警備報告書）に基づき精算されているものの、作業日報及び工事記録写真と相違していた。

さらに、西部水管内管きよ緊急補修第 1 号工事について見たところ、工事打合せ書が確認できなかった。

設計変更における交通整理員の数量確認に当たっては、工事打合せ書、作業日報、工事記録写真及び伝票により、適正な人数の確認を徹底されたい。

（監査番号 13、15）（建設局西部下水道事務所、北部下水道事務所）